

「相談できる人がいる」

1 保護司

犯罪や非行により「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのったり、指導をしたりしています。犯罪を予防するための地域活動などにも取り組んでいます。

「帰る場所がある」

2 更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた生活指導を行う民間の施設です。

「働く場所がある」

3 協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人々を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です。

「先輩・友人在いる」

4 BBS会

様々な問題を抱える少年に、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年の成長を助ける青年ボランティア団体です。

「優しく見守る人がいる」

5 更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための活動、子育て支援活動などを行うボランティア団体です。

福井県更生保護事業協会では
次のような活動をしています



会員制度と顕彰

◆会員の資格 毎年賛助会費（寄附金）を拠出していただける個人及び法人・団体

◆会費 一口1,000円 1口以上

◆顕彰

会費・寄附金額	顕彰
15年に亘る会員又は1回につき50万円以上	福井県更生保護事業協会理事長感謝状
1回につき5万円	福井保護観察所長感謝状
1回につき10万円以上	中部地方更生保護委員会委員長感謝状
1回につき20万円以上	法務大臣感謝状
500万円以上（個人）	紺綬褒章
1,000万円以上（法人）	紺綬褒章

お問い合わせ

更生保護法人 福井県更生保護事業協会
〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号
TEL：0776-24-6355
FAX：0776-97-8248

明るい社会を 築くために



生きる力
支える力

人はみな、
生かされて
生きてゆく、
更生保護ネットワーク



更生保護法人 福井県更生保護事業協会

犯罪や非行からの

立ち直りを支える 地域の手わり

罪を犯した人がもともと住んでいた街、その家族、取り巻く環境といった、個々の事情をよく知る地域の人々だからこそ、できることがあります。実際にたくさんの人々が関わり、立ち直ろうとする人を支えています。安心・安全な社会を実現するには、こうした更生保護の取組みが必要です。

福井県更生保護事業協会は、
広く更生保護に携わる人々を支援しています。

福井県更生保護事業協会

① 保護司

② 更生保護施設

③ 協力雇用主

④ BBS会

⑤ 更生保護女性会



ホロちゃん

サクラちゃん

賛助会員募集のお願い

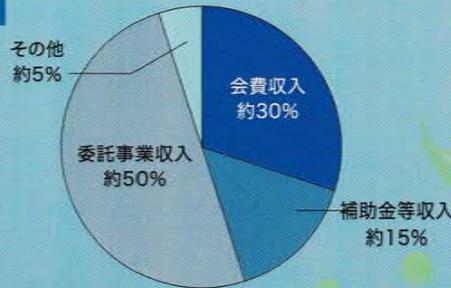
当協会は、地方公共団体からの補助金、篤志家からの寄附金、更生保護関係者からの拠出金など善意に満ちた浄財を財源として、その役割に努力していますが、財政基盤は弱く、極めて厳しい状況にあります。

このような困難な財源確保の問題を抱えながらも、明るい社会の実現に向けて、一所懸命ボランティアとして更生保護に携わる関係団体や更生に励む人々への支援を絶やすことはできません。

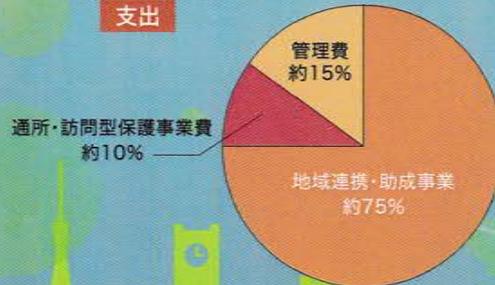
本会が果たすべき使命に十分にご理解をいただき、賛助会員としてのご参加を心からお願いいたします。

●主な事業収支

収入



支出



【通所・訪問型保護事業】

被保護者の更生を図るため、更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対し、帰住・医療・就職・生活指導等の援助を行い、金品を給与し生活相談等に資する事業。

【地域連携・助成事業】

1. 保護司活動に対する助成
2. 協力組織に対する助成
3. 法務省委託の更生保護地域連携拠点事業をはじめとする地域連携事業

税法上の優遇措置

当協会は、公益の増進に著しく寄与する特定公益増進法人です。

寄附者（賛助会員）は現行の所得控除に代えて、税額控除の適用を選択できる等様々な税法上の優遇措置を受けられます。

税目	優遇措置の内容
所得	●所得控除 寄附額-2千円=寄附金控除額 ※所得金額の40%相当額が上限
	●税額控除 (寄附額-2千円)×40% =公益社団法人等寄附金控除額 ※所得金額の40%相当額が上限かつ寄附金特別控除の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が上限
	●譲渡所得等の非課税 個人が土地や建物などの財産を寄附した場合の譲渡所得について、所得時から寄附時までの値上がり益を非課税とする
法人	●一般寄附金の損金算入限度額 (資本金額×0.25%+所得金額×2.5%)×1/4
	●特別損金算入限度額 (資本金額×0.375%+所得金額×6.25%)×1/2
	●共同募金会を通じて当協会へ指定寄附 全額を損金算入できる
相続税	●相続財産の非課税 申告期限内(死亡日の翌日から10か月以内)に相続財産を寄附した場合、相続税を非課税とする
個人住民税	●都道府県民税の控除 (寄附額-2千円)×4% ※寄附金の上限は年間所得の30%
	●市区町村民税の控除 (寄附額-2千円)×6% ※寄附金の上限は年間所得の30%

※詳しくは税務署へお問い合わせください。

手続き

この税額控除を受ける場合には、当協会から送付する次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- ① 寄附金受領証明書
- ② 税額控除対象法人証明書